



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 5 月 18 日 (月曜日) 第 106 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○救急病院の認定…………… (医療業務課) 1	
○指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定…………… (障がい福祉課) 1	
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (“ ”) 1	
○道路の区域の変更 (4 件) …………… (道路保全課) 1	

○道路の供用の開始 (2 件) …………… (道路保全課) 2	
公 告	
○大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 2	
○公共測量終了の通知…………… (管理課) 3	
病院局公営企業告示	
○指定代理納付者の指定…………… 3	
○公金の収納の事務の委託について…………… 3	
公安委員会公告	
○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 3	

告 示

宮崎県告示第 382号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8号) 第 1 条第 1 項に規定する救急病院等と認定した。

令和 2 年 5 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人東陽会整形外科前原病院	小林市細野2033番地

2 救急病院等の認定の有効期間

令和 2 年 5 月 30 日から令和 5 年 5 月 29 日まで

宮崎県告示第 383号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 2 年 5 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
ハラダ調剤薬局柳沢店	延岡市	薬局	令和 2 年 5 月 1 日

宮崎県告示第 384号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 2 年 5 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
ハラダ調剤薬局柳沢店	延岡市	薬局	令和 2 年 5 月 1 日

宮崎県告示第 385号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 5 月 18 日から同年 6 月 1 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 5 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	219号	児湯郡西米良村大字横野字内之畑 115番13地 先から同郡同村同大字同字89番3地先	旧	7.5~ 77.2	897.4
					8.3~ 71.9	748.1
			新	8.3~ 71.9	748.1	

宮崎県告示第 386号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 5 月 18 日から同年 6 月 1 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 5 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
207	県道	岩戸延 岡線	西臼杵郡高 千穂町大字 岩戸字馬生 木6143番1 地先から同 郡同町同大 字同字6140 番3地先ま で	旧	5.8～ 12.1	70.0
				新	6.4～ 13.3	70.0

宮崎県告示第 387号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 5 月 18 日から同年 6 月 1 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 5 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
210	県道	宇納間 日之影 線	東臼杵郡美 郷町北郷宇 納間字七郎 ヶ平7111番 2地先から 同郡同町北 郷宇納間同 字7111番1 地先まで	旧	5.6～ 36.8	285.8
				新	8.5～ 40.0	280.4

宮崎県告示第 388号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 5 月 18 日から同年 6 月 1 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 5 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
224	県道	遠見半 島線	東臼杵郡門 川町大字庵 川字烏帽子 滝4676番1 地先から同 郡同町同大	旧	6.2～ 14.9	156.9
				新	7.3～ 15.4	156.6

				字字仮股41 01番8地先 まで			
--	--	--	--	------------------------	--	--	--

宮崎県告示第 389号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 5 月 18 日から同年 6 月 1 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 5 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
20	県道	北方北 郷線	延岡市北方 町川水流字 桑水流卯 4 88番3地先 から同市同 町川水流同 字卯 521番 地先まで	令和 2 年 5 月 18 日

宮崎県告示第 390号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 5 月 18 日から同年 6 月 1 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 5 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
224	県道	遠見半 島線	東臼杵郡門 川町大字庵 川字烏帽子 滝4676番1 地先から同 郡同町同大 字字仮股 4101番8地 先まで	令和 2 年 5 月 18 日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活

環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和2年5月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス早鈴店
都城市早鈴町1613番3 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
オリックス不動産株式会社 代表取締役 深谷敏成
東京都港区浜松町二丁目3番1号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年1月2日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,636㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物東側 60台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物東側 20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物東側 50㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内東側 9.91㎡ (廃棄物等保管施設No.1)
建物内北側 9.54㎡ (廃棄物等保管施設No.2)
合計 19.45㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地東側及び南側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
令和2年5月1日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
令和2年5月18日から令和2年9月18日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 期間

令和2年5月18日から令和2年9月18日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和元年10月31日付け宮崎県公報第52号により公告した公共測量(航空レーザ測量)が令和2年3月31日終了した旨、九州地方整備局九州技術事務所から通知があった。

令和2年5月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

病院局公営企業告示

病院局公営企業告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

令和2年5月18日

宮崎県病院局長 桑山秀彦

- 1 指定代理納付者の指定を受けた者
三菱UFJニコス株式会社 東京都文京区本郷3丁目33番5号
宮銀カード株式会社 宮崎市橘通東1丁目7番4号 第一宮銀ビル7階
- 2 指定代理納付者による代理納付を認めた債権
県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院における宮崎県立病院事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第44号)第6条に規定する料金等
- 3 指定代理納付者による代理納付が行える期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

病院局公営企業告示第3号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により、県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院の公金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和2年5月18日

宮崎県病院局長 桑山秀彦

委 託 先	委 託 期 間
弁護士法人館野法律事務所	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第5号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和2年5月18日

宮崎県公安委員会委員長 藤田紀子

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
新規取得講習	1号警備業務	令和2年7月3日（金）から同年7月14日（火）まで（土曜日及び日曜日並びに7月10日を除く。）	30人

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
宮崎県技能検定センター
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
1号警備業務	令和2年6月8日（月）から同年6月19日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

- ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）
- イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面
 - (7) 2の(1)に該当する者
当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書
 - (8) 2の(2)に該当する者
検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し
 - (9) 2の(3)に該当する者
検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
 - (10) 2の(4)に該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し
 - (11) 2の(5)に該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	1号警備業務	47,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (2) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合わせ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。